

特別支援教育に関する 専門的なアドバイスを得たいときには…

特殊学級等指導員、巡回相談員の活用

(※5)

県教育委員会では、特別支援教育について経験豊富な教員に、特殊学級等指導員や巡回相談員をお願いしています。

特殊学級や通級指導教室を新たに担当した教員や特別支援教育の経験の少ない教員の相談に応じ、アドバイスするなどの支援を行っています。

また、学習障害等の児童生徒の指導で困っている通常の学級の担任の相談にも応じています。

このように、校内で一人一人の児童生徒の支援を検討する場合のほか、特殊学級等指導員、巡回相談員を校内委員会における助言者や校内研修の講師として派遣することが可能です。



派遣要請を行う際には、効果的な支援として活用するため、あらかじめ自校での取り組みや課題等を整理しておく必要があります。

※5 特殊学級等指導員、巡回相談員…学校からの要請により、特殊学級等指導員は小・中学校へ、巡回相談員は幼稚園、小・中学校、高等学校への派遣が可能です。

専門家チームの活用

大学教員や県教育委員会指導主事などが小・中学校の要請に応じて訪問し、専門的な立場から助言、指導を行っています。

支援内容・方法のほか、学校の支援体制の在り方についての助言や保護者向けの障害理解のための講演もしています。



上記の制度の活用に関する問い合わせ

(1) 小・中学校の先生方

校内で指名されている特別支援教育コーディネーターと相談の上、各教育事務所の特別支援教育担当指導主事にお問い合わせください。

(2) 幼稚園、高等学校の先生方

お近くの盲・聾・養護学校または県教育庁県立学校課特別支援教育室(電話017-734-9882)にお問い合わせください。

一人一人の実態に 応じた支援は どうすればいいのかな



このリーフレットは、先生方が特別な教育的支援を必要とする
幼児児童生徒を理解・支援するために作成したものです。

特別支援教育に係る内容について (※1) 知りたいときには…

「ガイドライン(試案)」の活用

文部科学省では、平成16年1月に「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を作成しました。

ガイドラインは、特別支援教育概論、教育行政担当者用、学校用、専門家用、保護者・本人用の5つの内容で構成されています。学校用の部分では、校長用、特別支援教育コーディネーター用、教員用とそれぞれの立場での支援に関する情報を得ることができます。このガイドラインの内容を踏まえ、県教育委員会では様々な資料を作成しています。

ガイドラインの内容のほか、特別支援教育に関する最新情報や関係資料などは、文部科学省の特別支援教育課のホームページ(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)から得ることができます。

※1 特別支援教育…従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと

一人一人の実態に応じた支援をしたい ときには…

「学習のつまずきや行動の困難さを理解し支援するために」の活用

各学校に配布してある「学習のつまずきや行動の困難さを理解し支援するために(第2集 平成17年3月)」が参考になります。

また、県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.aomori.jp/education/siryou/index11.html>)で、この資料を閲覧することができます。

この資料では、以下のような具体的な事例について「児童生徒が抱える困難さ」「支援のポイント」「通常の学級での配慮」「支援に関する専門家からのコメント」の視点で詳しく紹介しています。

- 漢字をなかなか覚えられない、漢字嫌いな生徒へどのような指導をすればよいのでしょうか。
- 経験したことをうまく作文にまとめることができない児童生徒がいます。どのように指導をすればよいのでしょうか。
- 黒板に書いてある内容をノートに書き写そうとするのですが、時間がかかるため授業の進度に遅れる児童生徒がいます。どのように指導をすればよいのでしょうか。 など



学習障害などについて知りたいときには… 校内委員会の活動内容を知りたいときには…

(※2)

「特別な教育的支援を必要とする児童生徒を理解・支援するために」の活用

「特別な教育的支援を必要とする児童生徒を理解・支援するために～LD?ADHD?3%?～(第1集 平成16年3月)」にそれぞれの障害や校内委員会の内容を詳しく紹介しています。

また、「特別支援教育コーディネーターガイドブック」でも、障害理解に関する内容を紹介しています。

県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.aomori.jp/education/siryou/index11.html>)で、この資料を閲覧することができます。

※2 校内委員会…児童生徒の支援内容・方法を検討するために設置する校内組織

特別支援教育コーディネーターの役割 (※3) について知りたいときには…

個別の指導計画の作成方法について (※4) 知りたいときには…

「特別支援教育コーディネーターガイドブック」の活用

本ガイドブックは、特別支援教育コーディネーターが、校内での連絡調整や関係機関との連絡調整を行う際に必要な基本的な内容として、学習障害等の児童生徒の理解と支援、個別の指導計画の作成方法、小・中学校における校内支援体制の在り方などについて紹介しています。

県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.aomori.jp/education/siryou/index11.html>)で、この資料を閲覧することができます。

※3 特別支援教育コーディネーター…学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口などの役割を持つ教員で校長が指名する者

※4 個別の指導計画…一人一人の指導目標や指導内容・方法の明確化を図り、学校でのきめ細かな指導を行うために作成する計画

